

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	西清掃事務所清掃業務
発 注 課	環境事業部業務課
選 定 事 業 者	株式会社スリーエスマメンテナンス
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） 西清掃事務所清掃業務については、令和4年10月1日から令和7年9月30日までを履行期間として上記相手方と複数年契約を締結していた。新西清掃事務所の供用開始は令和8年度の4～6月を予定しており、それまでは現西清掃事務所の使用を継続することとなるため、少なくとも令和7年度末までの6か月間は当該清掃業務の委託が引き続き必要となる。 清掃業務については、その性質上、契約の履行品質確保や労働者の雇用安定化の観点から、長期継続契約による複数年契約を導入しているところであり、仮に、契約の相手方が現在の受託者から変更となった場合、安定的な役務の提供に支障をきたすおそれがあり、また、労働者や清掃用具等に掛かる初期投資を6か月という短い期間で回収せざるを得なく、契約金額も割高となることから、本市にとって不利となるおそれがある。 現契約相手方と契約した場合、役務内容に習熟しており、かつ、初期投資に係る経費が必要ないことから、安定的な役務の提供が受けられるとともに、現契約額と同程度の契約が期待される。 以上より、競争入札に付することが不利と認められるため、上記選定業者に特定する。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当）	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

決 定 日	令和7年8月5日
-------	----------